証券コード　７３６８
2021年６月10日

株　主　各　位

名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
表　示　灯　株　式　会　社
代表取締役社長　上　田　正　剛

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目21番７号
名古屋三交ビル２階　Tsudoico（ツドイコ）名駅東
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第55期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役９名選任の件

以　上

◎お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.hyojito.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、国内においても2020年４月に緊急事態宣言が出され、社会・経済活動が急速に停滞し、個人消費や輸出が縮小したことから、極めて厳しい状況となりました。５月の緊急事態宣言の解除後には、GoToキャンペーン等の国の施策が実施され、経済活動が回復に向かいましたが、新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波が続き、再度、緊急事態宣言が出されるなど、その収束時期は未だ見通せず、景気の先行きについては予断を許さない状況となっております。

広告業界（注）においても、新型コロナウイルスの感染症拡大により、第１四半期は前年を２割以上割り込み、その後、テレビ等のマス広告は回復基調にあるものの、屋外広告、交通広告は回復の兆しが見られませんでした。また東京2020オリンピックが延期されたことも広告需要の減退につながりました。

当社におきましても2020年４月からの緊急事態宣言中は、新規顧客獲得営業がほとんど行えず、既存顧客の継続勧奨に注力せざるを得ない状況となりました。このような環境下、同年４月に新型コロナウイルスの飛沫感染防止のためのアクリル板「安心ガード」を発売し、５月に「ワークガード」「フェイスガード」、７月に「テーブルガード」、９月に「伸縮する安心ガード」と関連製品を発売、2021年３月末までに病院、一般企業、公共機関を中心に305百万円の売上をあげることができました。また、緊急事態宣言解除後は、新型コロナウイルスに配慮し、リモート営業を取り入れるなど、営業回復に努めてまいりましたが、リモート営業の増加により出張費等の販売費及び一般管理費を大幅に抑制することができました。

以上の結果、当事業年度の売上高は13,237百万円（前期比1.3％増）、営業利益は1,343百万円（同26.9％増）、経常利益は1,460百万円（同21.2％増）、当期純利益は984百万円（同21.9％増）となりました。

（注）「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）によります。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(ナビタ事業)

前年度の東京メトロの駅工事による筐体の一時撤去の影響が残るとともに、2020年４月からの緊急事態宣言中は、新規顧客獲得営業がほとんど行えず、新規媒体の設置も滞るなど新型コロナウイルス感染症拡大の影響は少なくありませんでした。しかし、ナビタ事業については、３年契約ですが、毎年、地図・広告を最新版に更新しており掲出期間を１年毎としているため、更新後１年間にわたり売上が計上されます。このため、当事業年度における売上高は、感染拡大の影響のなかった2020年３月期に獲得した契約が寄与する結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、ある程度緩和される結果となりました。また、リモート営業の増加により出張費等の旅費交通費が大幅に減ったことから、売上高は8,424百万円（前期比0.4%減）、営業利益は1,330百万円（同8.0%増）となりました。

(アド・プロモーション事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による広告需要の減退から、新規契約が減少するとともに既存契約についても解約が増加しましたが、12月以降、追加受注があったことから、売上高は2,082百万円（前期比8.3%減）となり、営業利益は48百万円（同44.8%減）となりました。

(サイン事業)

新型コロナウイルス感染症の影響により一部の工事は中断、延期になりましたが、９月までには、東京オリンピックに関連する東京メトロなどの駅工事等の大型工事が相次いで完成したため、新型コロナウイルス感染症拡大の売上への影響は軽微でした。一方、「安心ガード」等の販売が寄与するとともに、12月以降、大口の新規取引や追加受注があったことから、売上高は2,730百万円（前期比17.1%増）、営業利益は376百万円（同127.7%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第54期 (2020年3月期) (前事業年度)		第55期 (2021年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
ナビタ事業	8,461	64.8	8,424	63.6	△36	△0.4
アド・プロモーション事業	2,271	17.4	2,082	15.7	△189	△8.3
サイン事業	2,332	17.8	2,730	20.6	398	17.1
合計	13,065	100.0	13,237	100.0	171	1.3

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は735百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当事業年度中に取得した主要設備

駅他周辺案内図用設備	447百万円
ソフトウェア	71百万円
その他広告媒体設備	217百万円

ロ．当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

駅他周辺案内図用設備	20百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度中の資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 52 期 (2018年３月期)	第 53 期 (2019年３月期)	第 54 期 (2020年３月期)	第 55 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　　上　　高(千円)	11,003,427	12,116,179	13,065,401	13,237,395
経　　常　　利　　益(千円)	756,406	1,129,509	1,204,513	1,460,018
当　期　純　利　益(千円)	1,055,232	821,794	807,184	984,297
１株当たり当期純利益（円）	267.35	211.41	207.65	253.21
総　　資　　産(千円)	10,166,260	11,250,326	12,065,055	12,778,823
純　　資　　産(千円)	3,942,337	4,567,311	5,173,580	6,031,800
１株当たり純資産（円）	1,014.17	1,174.95	1,330.91	1,551.69

（注）　2020年12月17日開催の取締役会決議により、2021年１月７日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶ 対処すべき課題

当社が当面対処すべき課題としては下記の６点があります。

① Web商品の強化、開発

ナビタ事業においても、デジタルサイネージ化による多言語化（英語、中国語、韓国語等）、サービスの高機能化（動画による伝達情報量の拡大）、競争力の強化が必要と考え対応しております。更にはデジタルサイネージ化の流れの延長線上にあるWeb商品への対応も必要不可欠です。当社においてもナビタと連動したe-ナビタから業態に特化したTAXFREESHOPS.JP、e-グルメ、目的地までの道案内機能を持つ（ここからGO！）等のサービスを提供しておりますが、Web商品の強化は喫緊の課題と考えております。そのためWeb関連ビジネスの推進を目的に経験ある人材の登用により体制強化を進めております。

② 人材の育成

今後業績を維持、成長させていくためにも人材の採用・育成は不可欠です。営業担当社員への実績管理により教育のみならず、ロールプレイング研修、タブレットを利用した営業ツールの共有、同行営業等を行い、営業力のボトムアップを行います。また、業務管理担当社員に対しては、外部コンサルタントによる研修を含め、各自の業務処理能力に合わせてのスキルアップを行います。

③ システム強化による効率化の推進

売上規模の増大、提供サービスの増加に伴い管理部門の強化が必要となりますが、システム化等の業務効率化の整備を進めることで、必要人員を検証し適正な人員数を目指しております。そのための基幹システムの改修も計画しております。

④ ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業

アド・プロモーション事業は、現在も駅構内の看板や車両広告を中心に、全国規模のネットワークや、ナビタ事業におけるスポンサー・自治体との繋がり等、当社独自の強みを生かし事業を進めておりますが、ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業に一層注力していきます。今後、一定エリアの道路上に複数設置されるロードサイン等へ企業等が本社主導で一括して広告掲出等を行うことも想定されることから従来の個々の店舗への営業にとどまらず本社向け営業を強化しナショナルクライアント（全国的な知名度、ブランドを持つ企業）の獲得を目指します。

⑤　テレワークの推進

新型コロナウイルスのような感染症の流行・自然災害時においても、事業活動を存続させるためテレワークに対応できる管理体制構築の必要性を強く感じています。タブレット端末のみならず、VPN環境を設定したノートPCを増設する等の対応を行っています。また、営業活動においてもWeb営業への取り組みを開始し更なるテレワークの推進を行います。

⑥　プラットフォームを活かした新規ビジネス

様々な業種に広がるナビタ事業におけるスポンサーとのネットワークや自治体・病院・鉄道会社等のロケーションオーナーとのネットワークを活かした新しいサービス提供を行うため自社開発にこだわらず様々な企業との業務提携やM&Aも検討していきます。プラットフォーム内に蓄積された情報をもとに新規ビジネスを創出することで、ライフスタイルナビゲーターとしての役割を担える存在を目指します。

(4)　主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ナビタ事業	駅周辺、自治体、交番、運転免許試験場等へのインフォメーションマップ「ナビタ」の企画、制作
アド・プロモーション事業	交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱
サイン事業	環境、交通、公共施設、商業施設、誘導案内サインの企画、開発、設計、施工

⑸ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

名古屋本社	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
東京本社	東京都港区南青山五丁目12番22号
東京支社	東京都港区南青山五丁目12番22号
関東支社	東京都渋谷区渋谷一丁目３番９号
大阪支社	大阪市中央区備後町四丁目２番10号
名古屋支社	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
札幌支社	札幌市中央区大通西四丁目１番地
福岡支社	福岡市中央区天神二丁目14番８号
仙台支社	仙台市青葉区中央四丁目10番３号
広島支店	広島市中区八丁堀15番６号
金沢支店	金沢市広岡一丁目１番18号
静岡支店	静岡市葵区黒金町11番地の７
四国支店	高松市番町一丁目６番６号
盛岡支店	盛岡市盛岡駅前通１番41号
新潟支店	新潟市中央区東大通二丁目１番地20
横浜営業所	横浜市中区花咲町１番２号
京都営業所	京都市中央区御池通室町西入西横町167番１号
長野営業所	長野市大字栗田1009-２
ナビタソリューションセンター	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号

（注）１．高松支店は、2020年４月１日をもって名称を変更し、四国支店となりました。
２．横浜営業所は、2020年４月１日をもって横浜市都筑区から同市中区に移転しております。

⑹ **従業員の状況**（2021年３月31日現在）

① 事業区分別の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前事業年度末比増減
ナビタ事業	208 (−)	3名増 (−)
アド・プロモーション事業	26 (−)	1名増 (−)
サイン事業	15 (−)	− (−)
全社（共通）	196 (24)	7名増 (2名減)
合計	445 (24)	11名増 (2名減)

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
445（24）名	11名増（2名減）	44.1歳	7.8年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑺ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）　（単位:千円）

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	7,040
株式会社愛知銀行	5,380
株式会社りそな銀行	3,720
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,060

⑻ その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年４月７日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。

2．株式の状況（2021年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　15,500,000株

（注）１．2020年10月22日開催の臨時株主総会により、定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数は398,240株減少し、3,100,000株に変更しております。

２．2020年12月17日開催の取締役会決議により、2021年１月７日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を実施し、発行可能株式総数を3,100,000株から15,500,000株に変更しております。

⑵ **発行済株式の総数**　3,887,245株

（注）１．2020年10月22日開催の臨時株主総会により、2020年10月22日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

２．2020年12月17日開催の取締役会決議により、2021年１月７日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を実施し、発行済株式の総数は3,109,796株増加しております。

⑶ **株主数**　257名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
喜平会株式会社	1,024,020	26.34
TYシエル株式会社	503,725	12.96
HKO株式会社	500,000	12.86
YKT株式会社	500,000	12.86
栗本肇	425,000	10.93
MKT株式会社	366,795	9.44
吉田大士	335,345	8.63
栗本勉	31,660	0.81
上田正剛	20,000	0.51
栗本ふみ枝	12,255	0.32

（注）自己株式は保有しておりません。

3．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上　田　正　剛	
代表取締役副社長	佐々木　真　郎	営業本部長
取締役副社長	栗　本　　勉	生産本部長
取締役会長	吉　田　大　士	
取締役副会長	栗　本　　肇	
取　締　役	永　井　東　一	管理本部長
取　締　役	髙　岡　次　郎	株式会社アタックス　最高顧問
取　締　役	白　木　和　夫	株式会社シロキホールディングス　代表取締役社長 株式会社シロキ　取締役会長 シロキコーポレーション株式会社　取締役会長
取　締　役	那　須　國　宏	那須・岩﨑法律事務所　所長弁護士 株式会社サンゲツ　社外取締役監査等委員 東海旅客鉄道株式会社　社外監査役
常勤監査役	橋　本　幸　夫	
監　査　役	田　嶋　好　博	田嶋・水谷法律事務所　所長弁護士 岐建株式会社　社外監査役 株式会社エイチーム　社外監査役
監　査　役	大　隈　圀　彦	

（注）１．取締役髙岡次郎氏、取締役白木和夫氏及び取締役那須國宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役田嶋好博氏及び監査役大隈圀彦氏は、社外監査役であります。
３．社外取締役髙岡次郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外取締役那須國宏氏及び社外監査役田嶋好博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．2020年５月21日開催の臨時株主総会において、白木和夫氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
６．2020年６月24日開催の第54回定時株主総会において、那須國宏氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
７．当社は、社外取締役白木和夫氏、社外取締那須國宏氏及び社外監査役大隈圀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数(名)	報酬等の種類別の額				計(千円)
		固定報酬(千円)	業績連動報酬等(千円)	非金銭報酬等(千円)	退職慰労金(千円)	
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	165,410 (9,800)	31,728 (－)	－ (－)	3,600 (－)	200,738 (9,800)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	20,850 (8,850)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	20,850 (8,850)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	186,260 (18,650)	31,728 (－)	－ (－)	3,600 (－)	221,588 (18,650)

（注）１．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

２．取締役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第52回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は２名）です。

３．監査役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外取締役は２名）です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年４月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

c．業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に対する一定の比率に応じて算出された額を個別に設定された配分比率に応じて配分額を決定し、12分割のうえ、毎月同額を支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて役員報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。前事業年度の決算修正前営業利益は1,038百万円となります。

d．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模を有する企業や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役員報酬委員会において検討を行う。取締役会は役員報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬及び報酬算定の比率によって算出される取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長上田正剛がその決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役職ごとに設定された比率に応じて配分する業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容について決定をしなければならないこととする。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役髙岡次郎氏は、株式会社アタックスの最高顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役白木和夫氏は、株式会社シロキホールディングスの代表取締役社長、株式会社シロキの取締役会長及びシロキコーポレーション株式会社の取締役会長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役那須國宏氏は、那須・岩﨑法律事務所の所長弁護士、株式会社サンゲツの社外取締役監査等委員及び東海旅客鉄道株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役田嶋好博氏は、田嶋・水谷法律事務所の所長弁護士、岐建株式会社の社外監査役及び株式会社エイチームの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 髙岡次郎	当事業年度に開催された取締役会23回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 白木和夫	2020年５月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 那須國宏	2020年６月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 田嶋好博	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大隈圀彦	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　仰星監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、仰星監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

内部統制に関する基本方針

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、企業の存続と発展のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠なものであると認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守と、高い倫理観に立って、公正かつ透明性の高い企業活動を行う。

ロ．取締役は、取締役相互において法令および定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。

ハ．取締役は、事業所長より職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

ニ．当社は、公共の秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報について「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の、社内規程に従って適切に保存、および管理する。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、見直しを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響をおよぼす恐れのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止するとともに、万一、リスクが顕在化した時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、毎月１回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督する。

ロ．職務の執行に関しては「職務権限表」により意思決定の対象範囲と決定権限者を定め、「稟議規程」に基づき手続きの適正を確保する。

ハ．内部監査室は、公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により、取締役の職務執行が効果的に行われる体制を確保する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務の執行の補助者を必要とするときは、まず、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。なお、不足する場合には、別途直属の使用人を配置し監査業務を補助する。

⑥　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、内部監査室を監査役補助者として配置した場合は、内部監査室に対する異動、懲戒、人事考課等については監査役の意見を聞き、これを尊重する。また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒、人事考課等についても監査役の意見を尊重するものとする。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて下記の事項の報告および情報提供を行うものとする。

イ．重要な社内会議で決議された事項。
ロ．当社の業務または業績見込みの内容。
ハ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。
ニ．内部監査の状況、およびリスク管理に関する重要な事項。
ホ．法令違反、もしくは不正行為の事実、苦情など。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人は、監査役から監査業務執行に関する事項の報告、調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。
ロ．監査役は、会計監査人および内部監査室との間で密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受ける。
ハ．監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等、重要な会議に出席する。

内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は取締役会、経営会議を毎月定期的に開催し内部統制システムの運用状況を確認する体制を取っております。また、会議には監査役も毎回出席し意見を述べております。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と考えており安定的な配当に配慮するとともに、業績を反映した利益還元を基本とし、かつ長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努め、総合的な株主利益の向上を図ることを利益配分の基本方針としております。

配当につきましては、年１回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年３月31日、中間配当の基準日は毎年９月30日とし、このほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来投資のための財源として利用していく予定であります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき60円とさせていただきました。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,846,779**	**流動負債**	**6,567,396**
現金及び預金	5,523,943	支払手形	303,184
受取手形	120,590	買掛金	813,463
売掛金	807,012	1年内返済予定の長期借入金	18,200
たな卸資産	135,051	未払金	166,712
前渡金	63,116	未払費用	276,417
前払費用	167,186	未払法人税等	486,689
その他	48,791	未払消費税等	132,653
貸倒引当金	△18,913	前受金	602,971
固定資産	**5,932,044**	前受収益	3,479,886
有形固定資産	**4,719,239**	賞与引当金	177,877
建物	877,398	その他	109,340
構築物	7,748	**固定負債**	**179,626**
機械及び装置	1,289	退職給付引当金	71,161
車両運搬具	12,747	役員退職慰労引当金	76,600
工具、器具及び備品	2,076,019	その他	31,865
土地	1,710,972	**負債合計**	**6,747,022**
リース資産	5,356	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	27,707	**株主資本**	**6,004,622**
無形固定資産	**248,764**	**資本金**	**153,236**
ソフトウエア	238,048	**資本剰余金**	**8**
その他	10,716	資本準備金	8
投資その他の資産	**964,039**	**利益剰余金**	**5,851,378**
投資有価証券	67,214	利益準備金	38,301
長期前払費用	130,521	利益積立金	50,000
破産更生債権等	71,025	別途積立金	703,500
繰延税金資産	234,257	繰越利益剰余金	5,059,576
保険積立金	329,997	その他利益剰余金	5,813,076
その他	207,858	**評価・換算差額等**	**27,178**
貸倒引当金	△76,836	**その他有価証券評価差額金**	**27,178**
資産合計	**12,778,823**	**純資産合計**	**6,031,800**
		負債純資産合計	**12,778,823**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,237,395**
売上原価		**7,372,322**
売上総利益		**5,865,073**
販売費及び一般管理費		**4,521,474**
営業利益		**1,343,599**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	2,297	
受取家賃	48,982	
保険解約返戻金	60,409	
その他	22,067	133,791
営業外費用		
支払利息	419	
賃貸費用	10,720	
株式公開費用	6,155	
その他	77	17,372
経常利益		**1,460,018**
特別利益		
固定資産売却益	1,965	
固定資産受贈益	1,199	3,164
特別損失		
固定資産除却損	20,006	
投資有価証券評価損	1,170	
ゴルフ会員権解約損	400	21,576
税引前当期純利益		**1,441,606**
法人税、住民税及び事業税	460,245	
法人税等調整額	△2,936	457,309
当期純利益		**984,297**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					利益積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	4,211,333	5,003,134	5,156,378
当期変動額									
剰余金の配当							△136,053	△136,053	△136,053
当期純利益							984,297	984,297	984,297
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	848,243	848,243	848,243
当期末残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	5,059,576	5,851,378	6,004,622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,202	17,202	5,173,580
当期変動額			
剰余金の配当			△136,053
当期純利益			984,297
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,976	9,976	9,976
当期変動額合計	9,976	9,976	858,219
当期末残高	27,178	27,178	6,031,800

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産

・製品、原材料、貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・仕掛品（フィルム制作）　　月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品（デジタルサイネージデータ制作）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・未成工事支出金　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　６年～50年

構築物　20年

工具、器具及び備品　10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金の見積りについて

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金　95,749千円

貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費）　△18,031千円（当事業年度は戻入れとなっております）

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において、新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は継続するものの当社の業績に与える影響は限定的であるとの仮定を置いています。こうした仮定のもと、貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額見込額に対して貸倒引当金を設定しております。

当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済環境等の変動により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　たな卸資産の内訳

製品	17,791千円
仕掛品	13,315千円
原材料及び貯蔵品	38,360千円
未成工事支出金	65,583千円
合計	135,051千円

⑵　担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証として担保に供している資産

定期預金	2,000千円
合計	2,000千円

⑶　有形固定資産の減価償却累計額　4,304,759千円

⑷　当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,887,245株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日定時株主総会	普通株式	136,053	175	2020年3月31日	2020年6月25日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	233,234	60	2021年3月31日	2021年6月28日

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の増加により得られた資金にて充当しておりますが、設備投資あるいは新規事業展開等に伴い、資金需要が発生した場合には、事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入等による資金調達を行うこととしております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク及びリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、社内規程に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、その他の金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位:千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	5,523,943	5,523,943	－
⑵ 受取手形	120,590	120,590	－
売掛金	807,012	807,012	－
貸倒引当金	△18,913	△18,913	－
差引	908,689	908,689	－
⑶ 投資有価証券	60,164	60,164	－
資産計	6,492,797	6,492,797	－
⑴ 支払手形	303,184	303,184	－
⑵ 買掛金	813,463	813,463	
⑶ 未払金	166,712	166,712	－
⑷ 未払法人税等	486,689	486,689	－
⑸ 未払消費税等	132,653	132,653	－
⑹ その他	72,379	72,379	－
負債計	1,975,082	1,975,082	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形、売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形、（2）買掛金、（3）未払金、（4）未払法人税等、（5）未払消費税等、（6）その他

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品　（単位:千円）

区分	当事業年度 (2021年３月31日)
非上場株式	7,050

（注）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

⑴ 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市において、オフィスビルを賃貸しております。

2021年３月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は26,594千円（賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上）であります。

⑵ 賃貸等不動産の時価等に関する事項　（単位:千円）

貸借対照表計上額	時価
351,976	382,691

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	29,303千円
未払事業税等	28,451千円
賞与引当金	54,437千円
減価償却超過額	16,078千円
退職給付引当金	21,778千円
役員退職慰労引当金	23,442千円
投資有価証券評価損	4,769千円
未払費用	25,893千円
会員権等評価損	23,509千円
その他	21,080千円
繰延税金資産合計	248,745千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,985千円
その他	△2,502千円
繰延税金負債合計	△14,487千円
繰延税金資産（負債）の純額	234,257千円

9．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　1,551円69銭

⑵　１株当たりの当期純利益　253円21銭

（注）当社は、2021年１月７日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式分割をしたと仮定して算出しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2021年４月７日付で東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年３月４日及び2021年３月18日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2021年４月６日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　650,000株
③ 発行価格　：１株につき　2,000円
一般募集はこの価格にて行いました。
④ 引受価額　：１株につき　1,850円
この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
⑤ 払込金額　：１株につき　1,530円
この金額は会社法上の払込金額であり、2021年３月18日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額　：１株につき　925円
⑦ 発行価格の総額　：　1,300,000千円
⑧ 引受価額の総額　：　1,202,500千円
⑨ 資本組入額の総額　：　601,250千円
⑩ 払込期日　：2021年４月６日
⑪ 資金の使途　：ナビタ事業における全国の駅他周辺案内図の設置に関する設備資金及び社内業務効率化のための基幹システム投資に関する設備資金に充当する予定であります。

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2021年４月７日付で東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年３月４日及び2021年３月18日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年５月７日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　183,000株
③ 割当価格　：１株につき　1,850円
④ 払込金額　：１株につき　1,530円
⑤ 資本組入額　：１株につき　925円
⑥ 割当価格の総額　：　338,550千円

⑦　資本組入額の総額　　：　　169,275千円
⑧　払込期日　　：2021年５月７日
⑨　割当先　　：野村證券株式会社
⑩　資金の使途　　：「一般募集による新株式の発行　⑪　資金の使途」と同一であります。

（注）払込金額は会社法第199条第１項第２号所定の払込金額であり、割当価格は割当先より払い込まれる金額であり、東京証券取引所市場第二部への上場に伴い発行した株式の募集並びに株式の売出しの引受価額と同額となります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

表示灯株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　修　平　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　淺　井　孝　孔　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、表示灯株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　11．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年３月４日及び2021年３月18日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、2021年４月６日に払込が完了した。また、同取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2021年５月７日に払込が完了した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査役報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規制等100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

表示灯株式会社　監査役会

常勤監査役　橋本幸夫 ㊞

監査役　田嶋好博 ㊞

監査役　大隈圀彦 ㊞

（注）監査役田嶋好博および監査役大隈圀彦は、会社法第2条第16項および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

株主の皆様の利便性向上の観点から、単元未満株式を有する単元未満株式の数と併せ、1単元の株式の数となるべき数の株式の売渡しを当社に対し請求できる旨の規定を新設するものであります。（変更案第10条）

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（単元未満株式についての権利） 第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	（単元未満株式についての権利） 第9条　　（現行のとおり）
（1）　会社法第189条第2項各号に掲げる権利	（1）　（現行のとおり）
（2）　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	（2）　（現行のとおり）
（3）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（3）　（現行のとおり）
（新　　設）	（4）次条に定める請求をする権利
（新　　設）	（単元未満株式の買増し） 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第10条～第47条　（条文省略）	第11条～第48条　（現行のとおり）

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	上田正剛（1953年11月22日生）	2001年４月　当社入社　名古屋支社長 2004年４月　東京支社長 2005年４月　取締役　東京支社長 2008年６月　代表取締役社長（現任）	20,000株
	【選任理由】 上田正剛氏は、当社入社以来、名古屋支社、東京支社の支社長として事業所経営及び業務に関する豊富な知識と経験・実績・見識を有し、業務全般を熟知しております。また、2008年６月に当社代表取締役社長に就任以来、当社の経営統括者として、強いリーダーシップにより業績を倍にしたことや東証2部上場を果たすなど全社を牽引してきた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
2	佐々木眞郎（1957年6月16日生）	2016年４月　当社入社　顧問 2016年５月　代表取締役副社長 2019年８月　代表取締役副社長　営業本部長（現任）	10,000株
	【選任理由】 佐々木真郎氏は、当社入社以前に、警察庁において要職を務められ、社会的な立場としての豊富な経験と見識を積み重ねております。当社入社後、代表取締役副社長に就任し、営業部門の責任者として豊富な知識と経験・実績・見識を有し、業務全般を熟知しております。当社の経営統括者として、社会的な経験や知見を適切に経営に反映してきた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
3	栗本勉（1945年7月19日生）	1998年１月　ﾄｰ･ﾅﾋﾞﾀ株式会社　取締役 2002年６月　同社　代表取締役社長 2017年12月　当社との合併により　取締役副社長 2019年４月　取締役副社長　生産本部長（現任）	31,660株
	【選任理由】 栗本勉氏は、当社グループ会社の取締役を歴任した他、長年に亘りトー・ナビタ株式会社の代表取締役としての経験を有しております。当社と合併後は取締役副社長に就任し、生産部門の責任者として豊富な知識と経験・実績・見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	吉田大士（よしだ　もとひと） （1941年5月17日生）	1967年２月　日本交通表示灯株式会社（現当社）設立 代表取締役社長 1999年４月　代表取締役会長 2003年４月　取締役会長（現任）	135,345株
	【選任理由】 吉田大士氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
5	栗本肇（くりもと　はじめ） （1942年3月29日生）	1967年２月　日本交通表示灯株式会社（現当社）設立 代表取締役副社長 1999年４月　代表取締役副会長 2003年４月　取締役副会長（現任）	135,000株
	【選任理由】 栗本肇氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
6	永井東一（ながい　とういち） （1963年8月28日生）	1986年３月　当社　東京支社入社 2012年４月　管理本部人事部長 2013年４月　執行役員　統轄本部企画広報部長 2014年４月　取締役　社長室長 2019年４月　取締役　管理本部長（現任）	5,000株
	【選任理由】 永井東一氏は管理部門に長く携わっており、管理分野全般の豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。取締役に就任後、社長室長、管理本部長を務め、当社における内部管理体制の向上に実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	髙岡次郎（たかおかじろう） (1936年7月7日生)	1965年４月　公認会計士今井冨夫事務所入所 1968年12月　監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍 1981年10月　当社　監査役 1986年９月　公認会計士・税理士髙岡次郎事務所開設 1990年４月　株式会社ｱﾀﾞｯｸｽ　代表取締役会長 1999年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　会長 2000年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　包括代表社員兼務 2001年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　相談役代表社員 2002年４月　ｱﾀﾞｯｸｽ税理士法人（旧今井会計合同事務所/髙岡次郎事務所）設立　代表社員 2006年７月　株式会社ｱﾀﾞｯｸｽ　最高顧問（現任） 2018年４月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ｱﾀﾞｯｸｽ　最高顧問	550株
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 髙岡次郎氏は公認会計士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	白木和夫（しろきかずお） (1950年7月5日生)	1973年４月　大日本印刷株式会社入社 1975年４月　株式会社ｼﾛｷ入社 1983年１月　同社　取締役 1986年６月　同社　代表取締役社長 2009年３月　同社　代表取締役会長 2017年１月　株式会社ｼﾛｷﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 同社　代表取締役社長（現任） 株式会社ｼﾛｷ　取締役会長（現任） ｼﾛｷｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ株式会社　取締役会長（現任） 2020年５月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ｼﾛｷﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ　代表取締役社長 株式会社ｼﾛｷ　取締役会長 ｼﾛｷｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ株式会社　取締役会長	－
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 白木和夫氏は長年にわたり株式会社シロキ及び株式会社シロキホールディングスの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	那須 國宏（なす くにひろ） （1944年6月5日生）	1969年４月　弁護士登録（現任） 1975年10月　那須國宏法律事務所（現　那須・岩﨑法律事務所）開設　所長弁護士（現任） 1999年４月　名古屋弁護士会　会長 日本弁護士連合会　副会長 2003年７月　愛知県人事委員会　委員長 2009年４月　当社　顧問弁護士 2015年６月　株式会社ｻﾝｹﾞﾂ　社外取締役監査等委員（現任） 2018年６月　東海旅客鉄道株式会社　社外監査役（現任） 2020年６月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 那須・岩﨑法律事務所　所長弁護士 株式会社ｻﾝｹﾞﾂ　社外取締役監査等委員 東海旅客鉄道株式会社　社外監査役	－
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 那須國宏氏は弁護士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。 同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、社外取締役候補者であります。
３．髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ髙岡次郎氏が３年２か月、白木和夫氏が１年１か月、那須國宏氏が１年となります。

4．当社は、髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、白木和夫氏及び那須國宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。また、各取締役候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。当該保険契約は、次回2022年５月の更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目21番７号
名古屋三交ビル２階　Tsudoico（ツドイコ）名駅東
TEL 052－731－7670



交通　ＪＲ・名鉄・近鉄　名古屋駅　徒歩約７分
地下街ユニモール　14番出口すぐ
名古屋市営地下鉄桜通線　国際センター駅　徒歩約１分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC ミックス
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK